

大田区建築物の高さの最高限度を定める高度地区指定に係る有識者委員会
(絶対高さ) (第7回)

次第

日時：平成27年4月23日(木)

場所：消費生活センター2階大集会室

1. 建築物の高さのルール(第二次素案)について(資料1)

2. スケジュールについて(資料2)

3. 閉会

■配付資料

資料1：建築物の高さのルール(第二次素案)について

資料2：スケジュールについて

参考資料：1)第6回有識者委員会 主な意見

2)絶対高さ制限(第一次素案)区報特集号

3)第6回有識者委員会資料「絶対高さ制限における特例措置について」

4)建築物の絶対高さ制限(第一次素案)に係る区民意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果について